

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 狩獵法施行細則の一部改正
- ◇告示 鳥取県乳牛産乳能力檢定条例施行規則
結核予防法に基づく医療機関の指定
土地改良区から理事の氏名、住所の届出
- ◇雜報 町村合併に伴う管轄区域の変更

規則

狩獵法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第七十八号

狩獵法施行細則の一部を改正する規則

狩獵法施行細則（昭和二十五年十月鳥取県規則第八十一

号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第十七条第二項」を「第十七条第一項」に
「第二十八条第二項」を「第二十八条第一項」に改める。
第十四条第二号中「（標識の位置を明示すること）」を
削る。

第十五条から第十七条までを削る。

第四号様式中「第十七条第二項」を「第十七条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県乳牛産乳能力檢定条例施行規則をここに公布する。

昭和二十八年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第七十九号

鳥取県乳牛産乳能力檢定条例施行規則

（申請書）

第一条 鳥取県乳牛産乳能力檢定条例（昭和二十八年十

月鳥取県条例第四十九号以下「条例」という。）第五
条の申請書は別記第一号様式によるものとする。

(検定の実施)

第二条 検定員は予備搾乳が行われたことを確認し、検
定開始の日及び検定終了日のほか一箇年検定及び六箇
月検定にあつては、検定開始の日から三十日ごとを基
準とした日、一箇月検定にあつては、検定開始の日か
ら十五日目の日又はその前後の日に立ち会つて毎搾
乳時の乳汁を衡量しゲルベル氏法又はバブコック氏法
で乳脂を検定しなければならない。但し特別の場合に
おいては立会日を変更することができる。

2 前項の場合必要と認めるときは随時検定又は調査を
することができる。

(総乳量並びに総乳脂量)

第三条 能力検定の総乳量は、検定員において正当と確
認した全期間搾乳量の総和とし、総乳脂量は前条で得
た毎回検定時の乳脂率に基いて第四条の算定方法で得
た一定期間内の乳脂量の総和とする。

(一定期間中の総乳脂量)

第四条 検定期間中の一定期間の総乳脂量は、各一日の
乳量にその日に最も近い立会日の乳脂率(兩立会日の
中央に位する日については兩立会日の乳脂率の平均)
を乗じて得た乳脂量の総和とする。

(乳脂日量並びに乳脂率)

第五条 乳脂日量は第二条の検定で得た当日の搾乳ごと
の乳脂率をその搾乳量に乗じたものの総和とし、当日
の乳脂率は搾乳量に対する乳脂量の百分率とする。但
し、乳脂日量及び乳脂率は、混合供試乳によることが
できる。

(混合供試乳)

第六条 乳脂検定のため一日間の混合供試乳を採る場合
は、必ず各搾乳時の乳量により一キログラムにつき一
〇〇〇の割合でこれを取り混合するものとする。

(搾乳回数)

第七条 検定に当つては一日の搾乳回数を四回以内とし、
毎搾乳時の間隔をなるべく一定にする。

(検定成績の報告)

第八条 条例第七条の報告は、搾乳ごとに乳汁を衡量し、
一箇年検定及び六箇月検定にあつては、毎月末日、一
箇月検定にあつては検定終了後別記第二号様式によつ
て検定員を経て提出するものとする。

(検定証明書)

第九条 条例第八条の検定証明書は、別記第三号様式に
よるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第一号様式

乳牛能力検定申請書

一 種 号
二 血統登録番号 第 号
三 生 年 月 日 昭和 年 年 月 日
四 種 付 年 月 日 昭和 年 年 月 日
五 分 べん 予 定 日 昭和 年 年 月 日
六 前 回 分 べん 年 月 日 昭和 年 年 月 日

七 種付牛名号 第 号
及び血統登録番号 第 号

八 検定の種類 箇月 検 定
昭和 年 月 日

住所

所有者又は管理者 氏 名

鳥取県知事 氏 名 殿

別記第二号様式

乳牛能力検定報告

検定員 氏 名

生年月日	昭和 年 月 日	血統登録番号	第 号	種 号
開始年月日	昭和 年 月 日	検定終了年月日	昭和 年 月 日	
泌 乳 量	第 一 回	第 二 回	第 三 回	第 四 回
乳 脂 率				
乳 脂 量				
備 考				

上記のとおり報告します。

出生年月日
 所有者又は
 管理者
 氏名
 氏名
 氏名

別記第三号様式
 第 号

産乳能力検定証明書

種 類 種

血統登録番号 第 号

生年月日 昭和 年 月 日

所有者又は管理者

血 統 父 号 号

血 統 母 号 号

毛色及び特徴

右検定したことを証明する。

昭和 年 月 日
 鳥取県知事 氏 名 印

第三号様式裏面

能力検定成績

検定の種類及び年型	日検定	年型		
検定期日	昭和 年 月 日	から		
最近分べん年月日				
最高一日泌乳量				
平均一日泌乳量				
総乳脂量				
平均脂肪率				
総泌乳量石換算				
検定員	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名

告 示

鳥取県告示第四百九十六号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条

の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和二十八年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名 称 鳥取県知事 西 尾 愛 治

入沢医院 日野郡日野上村大字 根雨 昭和二十八年十一月五日

矢野郡日野上村大字 矢野四五四 根雨 昭和二十八年十一月五日

カメノリ外 鳥取市瓦町一二四 鳥取 保健所

科医院 鳥取市瓦町一二四 鳥取 保健所

鳥取県告示第四百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条
 第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の
 氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

西郷村弓河内土地改良区

有本 文吉 八頭郡西郷村大字小畑

谷口 壽瑛

田中 武雄

藤田 茂

中原 愛治

上原 故治

溝口谷川土地改良区

深田 操 日野郡溝口町大字溝口

木島 義治 大字谷川

木島 喜一

伊沢 次郎

光木 祐治

秋田 耕治 大字溝口

山中 茂富

神庭 三郎

雑 報

昭和二十八年十一月十日

鳥取食糧事務所長 布野 長良

町村合併に伴う管轄区域の変更について

